

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0846)

本審議会 第455回

令和5年8月25日 公開

開催日時	令和5年8月25日(金)	10時00分～10時35分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 群馬地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員4名・労働者代表委員5名・使用者代表委員5名の合計14名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、公益代表委員の西村委員におかれましては、所用により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本日傍聴される方が5名いらっしゃることも、あわせてご報告させていただきます。</p>
-----	--

事務局

皆様、おはようございます。
賃金室長の木村でございます。本日はよろしくお願ひいたします。
本日、事務局側では、橋本労働基準部長が所用のため、欠席させていただきます。ご容赦をお願ひいたします。
それではただいまから、第 455 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。
議事進行につきましては、谷口会長にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

会長

はい。それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。
今月 9 日に開催された群馬県最低賃金専門部会において、群馬県最低賃金の改正決定について全会一致で結審いたしまして、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用を受け、群馬労働局長に答申しております。
答申について、意見の公示を行ったところですが、その結果につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

事務局

はい。着座のまま失礼いたします。
それでは、説明させていただきます。
8 月 9 日に開催されました第 3 回群馬県最低賃金専門部会におきまして、群馬県最低賃金を 935 円に改正することを、全会一致で結審いただきました。最低賃金審議会令第 6 条第 5 項が適用されまして、専門部会の決議をもって審議会の答申が作成され、群馬労働局長に答申をいただいております。
答申につきまして、群馬地方最低賃金審議会の意見に関する公示としまして、8 月 9 日から 8 月 24 日までの間、異議の申出の公示を行いました。
その結果、8 月 22 日に、群馬県労働組合会議、群馬県自治体一般労働組合、全労連・全国一般群馬労働組合、群馬県医療労働組合連合会及びコープネットグループ労働組合から、異議の申出がございました。また、8 月 24 日には、交通ユニオンから、異議の申出がございました。
これらの異議の申出につきましては、資料 1 から資料 6 のとおり添付させていただいております。また、委員の皆様には、事前にお送りしてご確認をいただいているところではございますが、この中で資料 1 の異議の申出について、概要を説明させていただきます。

群馬県最低賃金の改正決定について、時間額を40円引上げ935円とする答申について異議があるとされ、改めて審議し、時間額を1,000円以上に引き上げること、さらに1,500円を目指すことを求める、とされております。

また、答申には、二つの問題があると考えられるとされており、一つ目は、答申は物価高騰に追いついてなく、現在の生計を維持することすら否定されてしまい、人たるに値する生活を営むための必要を満たすもの、労働基準法第1条に規定されている文言でございしますが、こちらとは言い難い金額ではないか。二つ目は、地域間格差がさらに拡大したということについてで、近隣県との格差が広がり、労働力人口の流出が加速してしまう、とされております。最低生計費試算調査・総括表より、自立して最低限度の生活をするのは、全国どこでも月額23万円程度、時間額1,500円程度が必要であると示してきているとされておりました。935円の改定では、わずか62.3%に過ぎず、労働力の質的向上はおろか、労働者の生活の安定に資することもできない。ただちに1,000円以上に引上げ、1,500円を目指すことを求める、とされております。

以上が、資料1の異議申出の概要でございます。

その他、資料2から5につきましても、最低賃金の改正決定に対する異議でございます。同様に、時間額1,500円は必要であるとされ、時間額1,000円以上、もしくは1,500円への引上げについて申し出られております。また、地域間格差の解消、労働力人口の流出防止などの観点からも引上げが必要とされており、格差解消に関しましては、全国一律最低賃金制度を求められているものもございました。

また、資料6の異議申出につきましては、答申の40円の引上額では、最低賃金法第1条を踏まえた審議結果としては、極めて不十分とされております。1,000円以上に引き上げるべきであり、群馬労働局長として、再審議を求めるべきとされております。今回の引上げは、物価動向を踏まえた引上げとは程遠く、不十分で、隣県との格差から労働力流出も懸念される、などとされております。さらに、答申どおりとなった場合に、物価上昇が最低賃金の引上げ率を上回るような事態になった場合には、再度、改正決定の諮問をするべきとされております。

以上、群馬地方最低賃金審議会の意見に対して、6件の異議の申出がございましたので、最低賃金法第12条の規定に基づき、加藤労働局長から群馬地方最低賃金審議会会長あてに諮問をさせていただきます。

また、異議申出のほかには、資料7のように、8月22日に、群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと、全国一律最低賃金制度の創設と実効ある中小企業支援策を求める要請書にかかる署名52筆が添えられて提出されております。以上、ご報告いたします。

それでは、加藤労働局長から異議申出について、群馬地方最低賃金審議会の意見を求める諮問をさせていただきます。

【局長より会長へ諮問文手交】

会長

ただいま、加藤局長から諮問をお受けいたしました。
これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。では、ただいまの諮問文の写しを委員の皆様にお配りいたします。

【各委員に諮問文（写）を配付】

事務局

それでは、お配りしました群馬労働局長の諮問文を読み上げさせていただきます。

【諮問文 朗読】

事務局

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

それでは、異議申出につきまして、審議に入りたいと思います。

異議は、本審議会の答申による最低賃金935円に対して、物価高騰や地域間格差縮小・解消などの面で再度審議を行い、時間額1,000円以上もしくは1,500円と決定するよう求める、などとされております。

これまで、審議会、専門部会において議論は尽くしていると考えるところではありますが、委員の先生方のご意見をお願いいたします。

まずは、労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。

■■■■委員、お願いいたします。

労働者委員

はい。労側■■■■です。よろしくお願いいたします。

本年度の目安審議は、制度の発足以来、初めて見直しされました、

新たな3ランク制度に基づき行われまして、労働者の生計費に関する指標であります消費者物価指数が注視されたということで、中央で目安が示され、Bランク群馬の目安額は40円ということになりました。

この目安額につきましては、過去最高でありまして、社会全体の賃金底上げに繋がる提示額であるというふうに思っている一方で、ただ早期に、更なる引上げが必要だというふうにも思っております。

物価上昇が続く中、最低賃金近傍で働く労働者の暮らしを守るという観点では、他の団体からの意見陳述でもあったとおり、群馬の消費者物価指数に加えて、近隣県との格差是正、これも踏まえて目安以上の引上げを目指し論議をしてきましたが、結果、目安額での結審となりました。

しかし、目安額以上の引上げには至らなかったものの、昨年を引き続き過去最高額での結審ということでは、十分な額とは言えませんが、最賃近傍で働く方の生活改善に繋がったのではないかとこのふうにも思っております。

また、全会一致で結審に至ったということでは、まだまだ経営が厳しい中小零細企業が多々ある本県におきまして、使側委員の皆さんには苦渋の決断をいただいたというふうに思っておりますし、長年に渡って積み上げてきた、労使の信頼関係があるからこそだというふうにも思っております。この部分に関しましては、感謝を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

また、先ほど申したように、過去最高額での結審ができたということでは、評価できるというふうに思っておりますので、今回の結果に対しまして、真摯に受け止めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

それでは、使用者側の委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。

使用者委員

はい。私使用者側■■■■から。

ただいま、労側の■■■■委員からかなり詳細な説明がございましたので、使用者側としましても、労側の委員のご説明のとおり、同感、同意見でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他の労使の委員の先生方で、ご意見はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>労使双方からのご意見をお伺いしましたが、公益委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>はい。それでは、整理させていただきたいと思います。</p> <p>ただいま、委員の先生方のご意見をいただきました。審議会や専門部会の審議は、労使の主張を踏まえて、行われております。審議では、最低賃金の全国加重平均との兼ね合い、賃金改定状況調査結果である第4表における賃金上昇率、春季労使交渉の妥結状況、消費者物価指数の上昇率などといった指標をもとに、地域の実情を踏まえて労使双方がご意見を出し合い、真摯な議論が交わされていたものでございます。</p> <p>その結果、改正額について全会一致で結審されているところでございます。答申に対して、ご異議はいただきましたが、現状では最善の結論である、と考えております。</p> <p>従いまして、結論といたしますと、異議申出の諮問につきましては、「再審議は行わず、令和5年8月9日付けの答申どおり決定することが適当である。」とすることとして、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
会長	<p>はい。ご異議ございませんでしたので、異議申出につきましては、「答申どおり決定することが適当である」という結論となりました。</p> <p>よって、その旨の答申をしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局は準備をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。では、答申文（案）を用意いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい。それでは、暫時、休会といたします。</p>

	【休会】
会長	<p>それでは、再開させていただきます。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、答申文の（案）を委員の皆様にお配りしたいと思います。</p>
	【答申文（案）を配付】
事務局	<p>はい。そうしましたら、お配りしました群馬地方最低賃金審議会会長の答申文の（案）を読み上げさせていただきます。</p>
	【答申文（案）朗読】
事務局	<p>答申文の（案）は、以上でございます。</p>
会長	<p>はい。それでは先生方にお諮りしたいと思います。 答申文は、この内容でよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
会長	<p>はい。ご異議はないとのことですので、このとおり答申いたします。</p>
	【会長より局長へ答申文手交】
事務局	<p>それでは、答申文の（写）をお配りしたいと思います。</p>
	【答申文（写）を各委員に配付】
会長	<p>はい。答申が済みましたので、今後の手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2点程ご説明をさせていただきます。 1点目でございます。ただいま、審議の結果、8月9日付答申のとおりとする、という答申をいただきましたので、改定後の群馬県最低賃金は「時間額 935 円」として、本日、官報公示の手続をとらせていただきたいと思います。</p>

手続きの事務が順調に進んだ場合、官報掲載日は最短で9月5日となります。そして、群馬県最低賃金改正額の法定効力発生日は、官報掲載日の30日後の10月5日となります。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2点目でございます。最低賃金審議会令の第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されておりますので、群馬県最低賃金専門部会の廃止の議決をお願いいたします。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

ただいま、事務局から説明がございましたが、1点目は、今後、官報公示の手続を行うということです。効力発生日は、最短で10月5日ですが、ずれ込む場合もあるということです。ご了承をお願いしたいということです。

2点目は、群馬県最低賃金専門部会の廃止についてです。専門部会の任務は、本日で終了となりますので、専門部会を廃止することとしてよろしいか、ということです。

以上2点につきまして、このとおりとしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

はい。ご異議なしとのことですので、そのようにさせていただきます。

では最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局

特にございません。

会長

委員の先生方、その他何かございますでしょうか。

【特になし】

会長

ご意見等ないようです。

これで、本日の議題はすべて終了いたしましたので、第455回群馬県地方最低賃金審議会を閉会といたします。

ご審議誠にありがとうございました。